

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年3月23日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託に伴う安全管理措置)

第2条 広域連合長は、法第66条第2項第1号の規定により、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を外部に委託するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、当該委託契約を締結しなければならない。

- (1) 漏えい、滅失又はき損の防止及び盗用の禁止に関する事項
- (2) 目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 複写及び複製の制限に関する事項
- (4) 返還に関する事項
- (5) 立入検査に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護について必要

な事項

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)とする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 法第77条第2項、第91条第2項及び第99条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 本人が請求する場合 次に掲げる書類のいずれかに該当する書類で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているものの

ア 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証又は証明書

イ その他広域連合長が適当と認める書類

(2) 法定代理人が請求する場合 前号ア又はイのいずれかに該当する書類で、法定代理人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍抄本その他の書類で、法定代理人の資格を証明するものとして広域連合長が認めるもの

(3) 委任による代理人が請求する場合 第1号ア又はイに該当する書類で、代理人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに委任状その他代理人の資格を証明する書類

(開示決定通知書)

第5条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報非開示決

定通知書（様式第3号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第6条 法第83条第2項に規定する書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第7条 法第84条第1項に規定する書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

（事案移送通知書）

第8条 法第85条第1項における他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（様式第6号）により行うものとする。

2 同項の開示請求者への通知に係る書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（様式第7号）によるものとする。

（第三者意見照会書等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第8号）により行うものとする。

2 法第86条第2項に規定にする書面は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第9号）とする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第10号）とする。

4 法第86条第3項に規定する書面は、反対意見書に係る開示決定通知書（様式第11号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものを視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定に基づく申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）によるものとする

る。

(写しの交付に要する費用)

第 1 2 条 条例第 3 条第 2 項の実施機関が別に定める費用及びその額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、行政文書の写しの交付の際に納入しなければならない。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(訂正請求書)

第 1 3 条 法第 9 1 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第 1 3 号)とする。

(訂正決定通知書等)

第 1 4 条 法第 9 3 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第 1 4 号)とする。

2 法第 9 3 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第 1 5 号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第 1 5 条 法第 9 4 条第 2 項に規定する書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第 1 6 号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第 1 6 条 法第 9 5 条に規定する書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 1 7 号)とする。

(訂正請求事案移送通知書)

第 1 7 条 法第 9 6 条第 1 項における他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(様式第 1 8 号)により行うものとする。

2 同項の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（様式第19号）によるものとする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第18条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第20号）とする。

（利用停止請求書）

第19条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）とする。

（利用停止決定通知書等）

第20条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は保有個人情報非利用停止決定通知書（様式第23号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第21条 法第102条第2項に規定する書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第24号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第22条 法第103条に規定する書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第25号）とする。

（諮問をした旨の通知）

第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第26号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第24条 条例第5条の規定による運用状況の公表は、次に掲げ

る事項について、前年度の運用状況を広域連合のホームページに掲載して行うものとする。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数及び処理状況

(2) 審査請求の件数及び処理状況

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(平成19年広域連合規則第4号)は、廃止する。